

令和7年度 市民税・県民税申告のお知らせ

(兼国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料)

※市民税・県民税、以下市県民税と表記します。

今年度の申告受付日程について

2月の申告受付日程について、以下のとおり各地区に割当てていますので該当地区の受付日程で申告していただきますようご協力をお願いいたします。なお、3月の申告期間については、各地区への割当ては行っておりません。

■ 2月の申告受付日程 ※土日祝日除く

【給与・年金等特別受付の対象者】

- 収入が「給与」、「年金」や「給与と年金」のみで、所得控除(扶養・医療費控除等)を追加される方
 - 障害・遺族年金等非課税所得のみの方や令和6年中に収入が無かった方(市内在住者の被扶養者は除く)
- ※事業所得(農業・漁業・営業・不動産等)がある方は特別受付の対象外です。

給与・年金等特別受付	佐伯市役所 1階特設 申告会場 【開設時間】 9時～16時 (受付は 15時30分 まで)	※特別受付期間中(2月7日～13日)は給与・年金等特別受付対象者以外の方の受付はできませんので、ご了承ください。				7日(金)
		10日(月)	11日(火)	12日(水)	13日(木)	佐伯・上堅田 青山・直川
通常の申告	佐伯市役所 1階特設 申告会場 【開設時間】 9時～16時 (受付は 15時30分 まで)	佐伯東・下堅田・西上浦 大入島・弥生・米水津		鶴岡・八幡 宇目・鶴見	渡町台・木立・上浦 本匠・蒲江	14日(金) 佐伯・上堅田 青山・直川
		17日(月)	18日(火)	19日(水)	20日(木)	21日(金)
		佐伯東・下堅田・西上浦 大入島・弥生・米水津	鶴岡・八幡 宇目・鶴見	渡町台・木立・上浦 本匠・蒲江	佐伯・上堅田 青山・直川	佐伯東・下堅田・西上浦 大入島・弥生・米水津
		24日(月)	25日(火)	26日(水)	27日(木)	28日(金)
			鶴岡・八幡 宇目・鶴見	渡町台・木立・上浦 本匠・蒲江	全地区	全地区
		※2月14日(金)から通常の申告受付となります。				
		※2月27日(木)と2月28日(金)は地区の割当てがありません。				

■ 3月の申告受付日程

通常の申告	会場	開設期間	開設時間
	佐伯市役所 1階特設申告会場	令和7年3月2日(日)は休日申告受付を行います	
令和7年3月3日(月)～3月14日(金) ※土日除く		9時～16時 (受付は15時30分まで)	
各振興局	令和7年3月3日(月)～3月14日(金) ※土日除く		9時～15時
佐伯市役所 1階特設申告会場	令和7年3月17日(月)		9時～16時 (受付は15時30分まで)
	各振興局	※市県民税申告、確定申告(還付のみ)受付を行います	

確定申告時の利用者識別番号取得にご協力ください

□市役所では、確定申告においてe-Tax(電子申告)を推奨しています。e-Taxで申告するためには、利用者識別番号が必要となります。利用者識別番号をお持ちでない方は、申告会場の受付で取得していただきます。
※取得にはメールアドレスが必要になりますので、スマートフォン等を準備のうえ、申告会場にお越しください。

郵送での申告にご協力ください

- 昨年度、非課税所得(遺族年金、障害年金、雇用保険等)のみで申告を行った方には、1月中に申告書を郵送する予定です。申告書が届いた方は、郵送での申告にご協力ください。
- 新たに郵送での申告を希望される方は、お問い合わせ先までご連絡ください。

☆「申告書」の様式はこちら



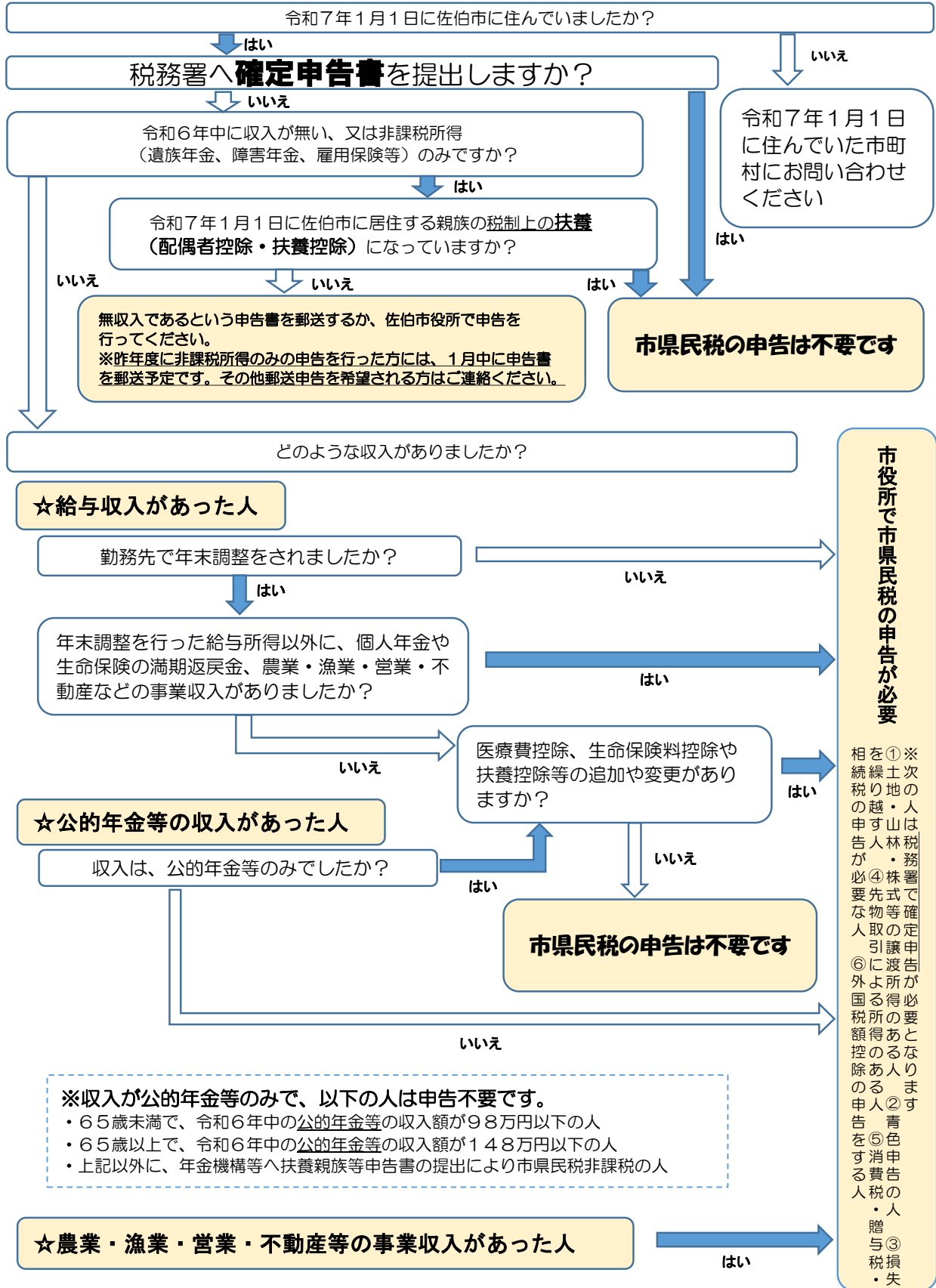
URL
<https://www.city.saiki.oita.jp/kiji0032340/index.html>



申告が必要かどうかフローチャートでチェック！！

フローチャートは一般的なケースです。ご不明な点がある場合はお問い合わせ先までご連絡ください。

「注意」
申告の必要がある方が申告をしないでそのままにしておくと、各種証明書の発行ができません。また、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の算定や、医療・福祉・保育等の各種判定において軽減されないことがありますので、必ず期限までに申告をしてください。



※収入が公的年金等のみで、以下の人は申告不要です。
 ・65歳未満で、令和6年中の公的年金等の収入額が98万円以下の人
 ・65歳以上で、令和6年中の公的年金等の収入額が148万円以下の人
 ・上記以外に、年金機構等へ扶養親族等申告書の提出により市県民税非課税の人

市役所で市県民税の申告が必要

① 土地の持ち主
 ② 山林・業務用建物等所有権取得引渡による所得の控除のある人
 ③ 青色申告の消費税の申告をする人
 ④ 贈与税・損失税の申告をする人
 ⑤ 次年度の住民税の額を決定する必要がある人
 ⑥ 市役所で確定申告が必要となる所得の控除のある人

佐伯税務署からのお知らせ

○令和6年分所得税等の確定申告

種類	申告期間
所得税及び復興特別所得税	令和7年2月17日(月) ~ 3月17日(月)
贈与税	令和7年2月 3日(月) ~ 3月17日(月)
消費税及び地方消費税(個人事業者)	令和7年2月17日(月) ~ 3月31日(月)

【申告相談会場】 佐伯税務署 佐伯市中村西町3番15号

【TEL】 0972-22-0910(※自動音声案内)

【相談受付時間】 9:00 ~ 16:00(土日、祝日を除く)

※駐車場が狭いため、できるだけ公共交通機関を御利用ください。

○令和6年分確定申告の納付期限と振替納税の振替日

種類	納付期限	振替納税の振替日
所得税及び復興特別所得税	令和7年3月17日(月)	令和7年4月23日(水)
消費税及び地方消費税(個人事業者)	令和7年3月31日(月)	令和7年4月30日(水)

次の人は、所得税等の確定申告が必要です

- 土地・山林・株式等の譲渡所得のある人
- 先物取引による所得のある人
- 贈与税の申告が必要な人
- 消費税の申告が必要な人
- 消費税の届出書の提出が必要な人(事業収入が1,000万円超) 等

○申告相談会場への来場を検討されている方へ

◇申告相談会場への入場には、入場整理券が必要です(申告書等の提出のみの場合は不要です。)

入場整理券は、LINEによるオンライン事前発行による取得(事前予約)と、当日、税務署で取得する方法があります。事前予約が優先となります。

◇申告相談会場で申告書を作成される方は、スマートフォン(以下「スマホ」という。)およびマイナンバーカードをご準備ください。

また、マイナンバーカードの発行時に設定した次のパスワードも必要です。

- ・利用者証明用電子証明書(数字4桁)
- ・署名用電子証明書(英数字6桁~16桁)

◇感染症等拡大防止の観点から、咳・発熱等、体調のすぐれない方のご入場はご遠慮いただいております。

○マイナンバーカードとスマホで自宅から確定申告

マイナンバーカードを利用したスマホ申告がますます便利になっています。

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、スマホから所得税、消費税及び贈与税の申告書や青色申告決算書・収支内訳書等の作成、e-Taxによる送信ができます。自動計算されるので計算誤りがありません。

ご利用にはマイナンバーカードの上記2種類のパスワードが必要となります。

パスワードについて、わからなくなった場合には、市役所市民課窓口または振興局窓口にて再発行の手続きが可能ですので、早めのご確認をお願いします。

国税庁ホームページ「確定申告書等
作成コーナー」へのアクセスはこちら



申告に必要な持ち物チェックリスト

■申告受付時に必要なもの

- 申告者本人の個人番号（マイナンバー）と本人確認ができる書類
- 所得税の還付申告は金融機関名、支店名、預金の種類、口座番号が分かるもの（本人口座のみ）

■所得控除に関するもの

- 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の支払金額が分かるもの
※市役所で申告する場合は証明書不要（他市町村に納付したものは証明書が必要）
- 各種控除証明書（国民年金保険料、生命保険、介護医療保険、個人年金、地震保険、寄附金等）
- 医療費控除の明細書（セルフメディケーション税制を含む）、領収書、医療費通知等
※「医療費控除の明細書」は事前に作成してください。
※医療費の領収書は、5年間大切に保管してください。
- 住宅借入金等特別控除を受ける場合は、住宅借入金等特別控除申告書と住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
※初年度の方（令和6年中に建築した方）は税務署で申告してください。
- 障害者控除を受ける場合は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等

■収入に関するもの

- 給与収入がある方 源泉徴収票（所得税が引かれていない方は給与明細書でも可）
- 事業収入（農業・漁業・営業・不動産等）がある方
 収入・経費内訳書 収入及び経費に関する資料
- 年金収入がある方 日本年金機構等が発行する源泉徴収票
- 保険金収入がある方 生命保険会社等が発行する支払証明書等
- その他 収入や経費等の金額が分かるもの

事業所得を申告される方へ

■事業所得（農業・漁業・営業・不動産等）として申告するためには

帳簿書類の作成・保存が必要です。帳簿書類の作成・保存があれば、原則として事業所得で申告することができますが、帳簿書類の作成・保存がない場合は、雑所得として申告していただきます。その他にも、営利性が認められなかったり、継続性がないと判断した場合は、雑所得として申告していただく場合があります。

事業所得を申告される方は、事前に収支を収入・経費内訳書や決算書にまとめ、経費の領収書と一緒に申告会場へお持ちください。

また、経費については適宜領収書を確認させていただく場合があります。

■帳簿書類の保存期間（白色申告）

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定帳簿)	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿(任意帳簿)	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書等の書類	5年

※税務署から提示を求められる場合があります。書類や帳簿は大切に保管してください。

お問い合わせ先

申告についてご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

税務課 市民税係	上浦振興局 ☎32-3111	直川振興局 ☎58-2111
☎0972-22-3115	弥生振興局 ☎46-1111	鶴見振興局 ☎33-1111
又は 22-4501	本匠振興局 ☎56-5111	米水津振興局 ☎35-6111
	宇目振興局 ☎52-1111	蒲江振興局 ☎42-1111